

令01原機.(環材)006
令和元年9月18日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
JMTR原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第2項の規定に基づき、下記のとおり国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設に係る廃止措置計画認可の申請をいたします。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- | | |
|--------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 |
| 住 所 | 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 |
| 代表者の氏名 | 理事長 児玉 敏雄 |

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）

所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地

三 試験研究用等原子炉の名称

名 称 JMTR

六 核燃料物質の管理及び譲渡し

1. 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量

核燃料物質の貯蔵場所ごとの種類及び数量を表6-1に示す。

2. 核燃料物質の管理

使用済燃料は、JMTR原子炉施設から搬出するまでの期間、カナル及びSF Cプールで貯蔵し、原子炉運転段階と同様の管理を行う。

新燃料要素及びJMTRC^{*1}で使用した燃料は、JMTR原子炉施設から搬出するまでの期間、燃料管理室内の新燃料貯蔵設備に貯蔵し、原子炉運転段階と同様の管理を行う。

3. 核燃料物質の譲渡し

使用済燃料及びJMTRCで使用した燃料は、輸送容器に収納し、計画的に米国エネルギー省に譲り渡す。

新燃料要素については、国内外の許可を有する事業者に譲り渡す。

使用済燃料及び新燃料要素の譲渡しは、関係法令を遵守して実施していく。

表6-1 核燃料物質の貯蔵場所ごとの種類及び数量

貯蔵場所	種別	数量
カナル	使用済燃料	507 体
燃料管理室	新燃料要素	214 体 ^{*2}
燃料管理室	JMTRCで使用した燃料	■

※1：JMTRの運転に関する安全性を確保するため核的モックアップ実験等を行った、出力100Wのプール型臨界実験装置であり、廃止が完了している。廃止に伴い、JMTRCで使用した燃料はJMTR原子炉施設に引き渡している。

※2：新燃料要素のうち64体は使用前検査未受検である。使用前検査については、検査期日を平成26年9月1日から同年10月31日までとしていたが、新規基準の適合確認が終了するまで検査が実施できないことから、申請書記載事項（期日）の変更届けを未定として提出したため未受検となっている。

表 9-1 廃止措置工程

	2028年度			2039年度	
	認可後～2027年度 第1段階 解体準備段階	第2段階 原子炉周辺設備の解体撤去段階	第3段階 原子炉本体等の解体撤去段階	第4段階 管理区域解除段階	
原子炉の機能停止					
核燃料物質の譲渡し ・新燃料要素					
・使用済燃料					
維持すべき設備以外の設備の解体撤去 ・管理区域内設備の解体撤去					
・管理区域外設備の解体撤去					
原子炉周辺設備の解体撤去					
原子炉本体等の解体撤去					
原子炉建家等の管理区域解除					
汚染状況の調査					
核燃料物質等による汚染の除去					
放射性廃棄物の処理処分					